

技管第 54 号
令和 2（2020）年 4 月 27 日

栃木県建設産業団体連合会 会長 様

栃木県県土整備部技術管理課長

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策に要する追加費用について（参考送付）

新型コロナウイルス感染拡大防止については、「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた工事及び業務の今後の対応について」（令和 2 年 4 月 10 日付け監第 62 号、技管第 31 号）のとおり通知しているところですが、令和 2 年 4 月 16 日に緊急事態宣言の対象地域が全国に拡大されたことを踏まえ、国土交通省より「工事及び業務における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策の徹底について」（令和 2 年 4 月 20 日付け事務連絡）が参考送付されました。その中で、感染拡大防止対策に係る追加費用に対する設計変更について明示されたことを受け、当面、県発注の工事及び業務においても別紙のとおり取り扱いを定めましたので、参考までに送付します。

栃木県県土整備部技術管理課
技術調整担当 神山・須藤
TEL : 028-623-2421
FAX : 028-623-2392

追加で費用を要する感染拡大防止対策を実施する場合の取扱いについて

1 取扱いについて

(1) 対応

受注者が、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策のため、追加で費用を要する感染拡大防止対策を実施する場合には、受発注者間で設計変更の協議を行うこと。その上で、個別の現場に係る感染拡大防止のために必要と認められる対策については、受注者による施工計画書又は業務計画書への反映と確実な履行を前提として設計変更を行い、請負代金額又は業務委託料の変更や工期又は履行期間の延長を行うこと。

(2) 設計変更の対象とする感染拡大防止対策に係る費用（例を以下に示す）

ア 共通仮設費

- ・労働者宿舎における密集を避けるための、近隣宿泊施設の宿泊費・交通費
- ・現場事務所や労働者宿舎等の拡張費用・借地料

※いずれも、その後の積算における現場管理費率や一般管理費等率による計算の対象外とする。

イ 現場管理費

- ・現場従事者のマスク、インカム、シールドヘルメット等の購入・リース費用
- ・現場に配備する消毒液、赤外線体温計等の購入・リース費用
- ・遠隔臨場やテレビ会議等のための機材・通信費

※いずれも、その後の積算における一般管理費等率による計算の対象外とする。

上記に掲げる例のほかにも、感染拡大防止のために必要と認められる対策については、費用を計上できるものとする。

疑義がある場合には、技術管理課技術調整担当まで照会すること。

2 その他

本通知日以前から、令和2年2月27日付け事務連絡に基づき実施している感染拡大防止対策についても、受注者による施工計画書又は業務計画書への反映と確実な履行が確認できるものは、本通知を適用すること。